

# (注文特約条項)

## 第1条 (自動車の注文)

注文者（以下「乙」という）は、売主（以下「甲」という）に対し、表記条件及び下記特約に基づき自動車の注文をします。

## 第2条 (申込金の性格と充当)

乙は甲に対し、注文と同時に申込金を支払うものとし、申込金は契約成立後、売買代金の一部に充当されるものとします。但し、申込金は手付ではありません。

## 第3条 (注文の不承諾と撤回)

- ① 甲は乙の注文に応じないことができ、乙はこれに対して異議ないものとします。この場合、甲は乙に注文書原本、申込金等をすべてそのまま返還するものとします。
- ② 乙は契約が成立するまでは、注文を撤回することができます。この場合、乙は甲に対し、甲が被った損害（通常生じる額に限る）を賠償するものとし、申込金と対当額で相殺されても異議ないものとします。

## 第4条 (契約の成立時期)

この注文による契約の成立日は、自動車の登録がなされた日、注文により甲が改造、架装、修理等に着手した日、または自動車の引き渡しがなされた日のいずれか早い日とします。

但し、割賦購入あっせん契約（割賦購入あっせん業者と購入者との契約をいう）の場合には、その契約の定めるところによるものとします。

# (売買契約条項)

割賦販売契約書またはその他の売買契約書を別途作成する場合は、その約款によるものとします。

但し、割賦購入あっせん契約の場合には、その契約約款が優先して適用されるものとします。

## 第1条 (契約の内容)

甲は、表記販売条件及び以下の売買契約条項に基づき、乙に対し自動車を売渡し、乙はこれを買受けます。

## 第2条 (代金等の支払い)

- ① 乙は、税金、保険料、預かり法定費用等の販売諸費用を自動車の登録日までに、また、表記現金価格合計及び消費税・地方消費税合計（以下「自動車代金等」という）のうち、頭金を契約成立と同時に、残金を表記支払条件及び後払金明細のとおり甲に支払います。
- ② 乙は、自動車と引き換えに、前項の債務の支払いのための手形或いは銀行印座振替手続きの書類等を甲に引渡します。

## 第3条 (下取自動車の引渡時期及び未経過自賃保険料・自動車税)

- ① 乙は、下取自動車を自動車代金等の債務の一部の支払いのため、代物弁済として、自動車の引渡しと同時に下取書類と共に甲に引渡します。下取自動車について、乙は公租公課の納帯等一切の負担がないことを保証し、万一、負担がある場合は、乙の責任において処理するものとします。

但し、下取自動車につき、甲に引渡す時期までの間に状態の変化が生じた場合は、再査定された価格をもって下取車価格とされても異議ないものとします。

- ② 下取自動車の自賃保険料の未経過保険料については、下記の算式により解約返戻金を算出し、その相当額を下取車価格に含めることとします。

$$\text{解約返戻金} = (\frac{1}{12} \times \text{月数}) \times (\text{未経過月数} - 2)$$

（但し、未経過月数は満月数、1,000円未満は四捨五入）

- ③ 下取自動車の納付済自動車税の期日未経過分については、甲は、乙が下取自動車及び名義変更に必要とする書類を引渡した日の翌月分から、月割で算出した額を乙に返却するものとします。

## 第4条 (所有権移転の時期)

- ① 自動車の所有権は、乙が本契約による自動車代金等の債務を完済したとき乙に移転します。

但し、自動車代金等の債務完済の日現在、乙が自動車に申し甲に対して負担する部品代・整備代・修理代・立替金・その他の債務の支払いを正当な理由なく遅滞しているときは、引き続き甲は自動車の所有権を留保することができるものとします。

この場合、甲は乙に対してその旨を通知するものとします。

- ② 乙が自動車代金等を完済する前に、仮に、自動車の所有者名義が乙に登録された場合でも、その所有権は甲に帰属するものとします。

- ③ 乙が自己以外の者を使用名義と定めた場合には、甲がその使用名義人に所有権移転登録をしても乙は異議ないものとします。

## 第5条 (善管注意義務及び禁止事項)

甲が自動車の所有権を留保している期間は、乙は善良な管理者の注意をもって自動車を使用保管し、甲の承諾がなければ下記の行為を行なわないものとします。

1. 自動車の入質・譲渡・転売・貸与または担保に供すること。

2. 自動車の改造・毀損等原状を変更すること。

なお、乙は甲の承諾により乙以外の者に自動車を使用させている場合には、乙はその使用者が前各号の行為をしないよう監督するものとします。

## 第6条 (自動車の引渡時期)

甲は、契約成立後（乙の依頼に基づく改造・架装・修理等をするときは、その完了後）21日以内に、乙の債務の履行と引き換えに自動車を乙に引き渡します。

## 第7条 (自動車の確認と保証)

- ① 乙は、自動車の引き渡しを受ける際は、注文の自動車と相違なく、且つ自動車の装備・外観等が良好な状態にあることを確認の上、引き渡しを受けるものとし、乙は確認が可能であった事項については、以後は異議を述べないものとします。
- ② 乙が確認することが困難な原因により自動車に不具合が発生したときは、甲は民法・商法の規定及び保証書によって責任を負うものとします。
- ③ 自動車が中古車である場合には、乙はプライスボード、特定の車両状態（自社メーター交換、修復歴、要整備箇所）を表示する書面、整備明細書に表示さ

## ■支払形態の相違による各項は次のように読み替えます。

現金・後払いの場合の各項は次のように読み替えます。

割賦元金→代金 割賦手数料→利息

賦払金計→代金総額 割賦販売価格→支払総額

れている走行距離・前使用者の使用状態等により通常生じる不具合について、一切異議を述べないものとします。

但し、保証書が添付されている場合は、乙は、その範囲で保証を受けることができるものとします。

## 第8条 (残存債務の一括支払義務 (期限の利益喪失))

乙について、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙は当然に期限の利益を失い、甲に対し残存債務及び遅延損害金を直ちに支払うものとします。

1. 自動車代金等の支払いを怠ったとき。
2. 自動車を入質、譲渡、転売、貸与または担保の目的に供したとき。
3. 自動車の改造、毀損等原状を変更したとき。
4. 支払停止、保全処分（信用に関しないものは除く）、差押、または破産、民事再生法に基づく再生手続開始、会社整理開始、特別清算開始などの申し立てがあつたとき。

## 第9条 (遅延損害金)

乙が自動車代金等の支払を遅滞したときは、遅滞の日の翌日から完済の日まで、その残額に対し、商事法定利率による遅延損害金を甲に支払います。

## 第10条 (自動車による弁済)

- ① 第8条各号の一に該当する事由があるときは、乙は催告がなくても次項記載の債務の支払いのため自動車を直ちに甲に引き渡さなければなりません。
- ② 甲が前項により自動車の引き渡しを受けたときは、財團法人日本自動車査定協会による査定評価額及び乙に支払う消費税・地方消費税が生じた場合は、その額をもって、自動車代金等の債務、自動車の回収及びその処分可能までの保管に要した費用、査定料、立替金、部品代、整備代、修理代の債務につき、弁済期限の到来、未到来にかかわらず、甲に対するどの債務の弁済に充当されても、乙は異議ないものとします。
- ③ 前項弁済後、不足額があるときは乙は直ちにこれを甲に支払い、余剰金があるときは甲は直ちにこれを乙に返還するものとします。

## 第11条 (付加物件に対する費用の償還等の免除)

前条により甲より自動車の引き渡しを受けるときは、甲は自動車に付加された物件を含めて引取ることができ、この物件については、自動車の評価に含まれます。従って、乙は甲に対しその物件の返還または損害賠償等の請求をしません。

但し、乙は付加物件の撤去の係る一切の費用を甲に支払って、その引渡しを求めるることができます。

## 第12条 (契約の解除)

- ① 第8条各号の一に該当する事由があるときは、甲は催告をしなくとも本契約を解除することができます。
- ② 契約が解除されたときは、乙は甲に対し直ちに自動車代金等に相当する額の損害賠償金及びこれに対する（但書の場合は、各号の金額を控除した額に対する）商事法定利率による遅延損害金を支払います。
- 但し、下記各号に該当する場合、甲はその全額を前記損害賠償金の支払いに充當するものとします。
1. 乙が甲に頭金及び残代金の一部を既に支払っているときはその合計額。
2. 自動車が返還された場合（甲が乙に自動車を提供したが、乙が第2条に違反したため自動車の引き渡しができなかったときを含む）は、財團法人日本自動車査定協会による査定評価額及び乙に支払う消費税・地方消費税が生じた場合はその額。

但し、乙が任意に自動車を返還しないため、甲が仮処分その他の費用をもって自動車を回収した場合、甲は自動車の評価額から回収費用を差し引くことができます。

## 第13条 (連帯保証人の義務)

保証人は、本契約から生じる乙の一切の債務を保証し、乙と連帯し、かつ、保証人相互の間においても連帯して債務履行の責に任じます。

## 第14条 (売主の担保保存義務の免除)

- ① 保証人は、代位弁済した場合にも、遅滞なく書面による申し出をしない限り、甲が乙に自動車の所有権移転登録をしても異議ありません。
- ② 保証人は、甲が他の共同保証人に対して保証債務を免除した場合でも、債務全額の支払いを請求されても異議ありません。

## 第15条 (通知義務)

- ① 乙もは保証人は、その住所・氏名・商号・営業の目的、または自動車の保管場所を変更したときは、甲に対し直ちにその旨を書面により通知しなければなりません。
- ② 前項の通知がない場合は、甲が表記の住所・氏名宛に発送した郵便物は通常到達すべきときまで到達したものとみなします。

但し、その通知を行わないことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。

## 第16条 (見本・カタログとの相違)

自動車の装備・外観等が見本・カタログと相違し、その修理・補充が不可能な場合は、乙は甲に申し出て本契約を解除することができるものとします。

## 第17条 (義務履行地及び管轄裁判所の合意)

- ① 本契約に関する義務履行地は、別段の定めがない限り、甲の本店・支店または営業所とします。
- ② 本契約に関する争いについては、乙が自動車を購入した甲の本店・支店・営業所の所在地、または乙もしくは保証人の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

## (個人情報の取扱い)

甲は、乙及び使用名義人の住所・氏名など表面記載の個人情報を下記の目的の範囲で利用します。

- ① 自動車・保険・携帯電話・その他甲が取扱う商品・車検・点検等の案内あるいは各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電話・電子メールの送信等の方法によりご案内すること。
- ② 商品開発またはお客様満足度向上策等検討のため、甲がアンケート調査を実施すること。

## ■支払形態の相違による各項は次のように読み替えます。

現金・後払いの場合の各項は次のように読み替えます。

割賦元金→代金 割賦手数料→利息

賦払金計→代金総額 割賦販売価格→支払総額

割賦購入あっせんの場合の各項は次のように読み替えます。

割賦元金→所要資金 割賦手数料→分割手数料（支払回数2回以下の場合、消費税課税対象）

割賦販売価格→支払総額 賦払金計→立替払代金 賦払金明細→支払内容